

第5回定例理事会議事録



日時：2018年(平成30年) 8月16日 13:30~14:25
 場所：日本人会事務局ミーティングルーム
 (ピア・マリン1階 101C号室)
 出席者：理事13名、監事1名、事務局1名(欠席5名)
 議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。ご興味のある方は是非ご覧下さい。】

1. 理事会成立の確認。
理事定数16名の3分の2以上の出席を確認。
2. 各部報告
 - (1) 教育部(権田部長)
 - ・補習校児童生徒が受験した5月19日の標準学力検査の結果を井澤校長が分析した。小学部よりも中学部、国語よりも算数・数学がよくできていた。
 - ・在外教育施設派遣教師の内定は12月頃で、翌年1月に研修会があり、工藤校長が研修会に参加する予定。
 - ・2019年度の学校設立30周年記念行事の実行委員会が発足した。2019年10月13日にスクールパフォーマンスと記念行事を行う。
 - (2) 文化部(渡邊部長)
 - ・Chaguian Memorial Ceremonyに供花、参列した結果の報告
 - ・今年12月の慰霊祭清掃の実施は未定
 - ・今年度6件の慰霊祭に参加し、合計\$300を献花費用として支出した。
 - (3) 青年部(古堀副部長)
 - ・秋祭りドリンク関連寄付会社へ8月1日と3日に訪問した。
 - ・第3回秋祭り実行委員会、および食品ブース合同説明会を8月24日にオンワードホテルで開催予定
 - (4) 渉外広報部(戸邊副部長)
 - ・ラッセ編集会議を8月14日に開催した。8月号から、 Guamで活躍する子供達という記事を掲載した。今後シリーズ化する予定。
 - (5) 商工部(渡邊部長)
 - ・7月25日にトップマネジメント座談会(ダイビング業界編)を開催し、報告書を提出した。
 - 10月頃予定している税金セミナー開催の打ち合わせを8月16日に予定。
 - (6) 総務部(中村部長)
 - ・会員 保険加入者(8月) 27人(前月比2名減) 保険未収入金約\$2,700の回収に努め。
 - ・7月24日(火)、前会長高木氏より連絡があり、Guamの研究をされている法政大学の長島博士より依頼があり、会報を中心とした資料の貸し出し依頼があった。権田副会長への申し送り、確認と承認後、貸し出しを行った
 - ・ステイウェル社と8月2日の会議で日本人会会員保険加入手続き事項の確認を行った。Requirement Letterと2019年度版のステイウェル保険概要のパンフレットなどを受領。総務部で会員へのお知らせ案を作成する。
 - ・青年部より、秋祭りスポンサー要請依頼の、法人会員への配信指示があり、一斉配信にて案内した
 - (7) 会計部(横田部長)
 - ・昨年第11回理事会の承認に基づき、T.C.D(First Hawaiian Bankに\$34,516.05)を解約した。それを、同銀行のChecking口座に\$500、Saving口座に\$34,020預金した。
 - ・チャリティーゴルフ大会の収益金\$7,400を日本人学校に寄付するにあたって、セレモニーを設け写真とともにラッセで報告する。

- (8) その他
 - ・Bank of Guamより名簿に会員として記載されていないことを指摘されたことへの対応を検討した。会員でない限り名簿には載せない。会長、青年部と総務部でBank of Guamを訪問し、説明し納得してもらうか、会員となってもらうよう勧誘する。
 - ・西日本豪雨災害への義援金呼びかけを、早々に一斉配信にて会員に案内する。集まった義援金は日本赤十字を通じて、被災者へ送る。期限は、暫定的に8月末までとする。

次回、第6回定例理事会は9月20日(木)13:30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。

総務部長：中村 一樹

Eメールアドレス登録のお願い

日本人会からの情報配信の為にEメールアドレス登録ご希望の方は、下記アドレスまでお申し込みいただきます様お願い致します。

*いただきましたEメールアドレスは日本人会名簿には掲載いたしません。

日本人会事務局：jpclub@teleguam.net



選挙権年齢は18歳以上です。在外選挙制度で登録・投票を!

「大切な未来を築く その権利」
 ~海外からも日本の国政選挙の投票ができます~

在外選挙人名簿登録資格 ①満18歳以上で ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方

登録・投票は簡単です



用意するもの

- 旅券 申請書
- 居住している事を証明できる書類 (在留届を提出済の方は不要です。)
- 大使館 固定電話又は葉書
- 在外選挙人証

*申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります *選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。*申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接? 投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵便等投票 投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

在外公館投票 直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に向いて投票する方法。

郵送?

国内系? 日本国内で投票 一時帰国した方や帰国直後で輸入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在ハガツニャ日本国総領事館
 TEL: 1-671-646-1290 Mail: infocj@ag.mofa.go.jp または 外務省 在外選挙 検索まで。